

基本協定書（例）

鹿児島県（以下、「県」という。）と[〇〇〇]（以下、「事業予定者」という。）は、県の鹿児島港本港区エリアまちづくり事業（ドルフィンポート敷地・ウォーターフロントパーク地区）（以下、「本事業」という。）に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、本事業に関し事業予定者が本事業の事業予定者として選定されたことを確認し、本事業実施のため第4条に掲げる契約を締結し、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る事項を確認することを目的とする。

2 事業予定者は、第4条第4項の予約契約の締結をもって、本事業の事業者とする。

（基本計画協議等）

第2条 事業予定者は、鹿児島港本港区まちづくり事業者公募（ドルフィンポート敷地・ウォーターフロントパーク地区）公募要項（以下、「公募要項」という。）に従い、「鹿児島港本港区エリアまちづくり事業（ドルフィンポート敷地・ウォーターフロントパーク地区）基本計画協議書」（以下、「基本計画協議書」という。）を提出し、基本計画協議書に定める事項について、県と協議に努めなければならない。

2 基本計画協議書は、応募時に提出した提案書に基づき、作成するものとする。

3 事業予定者は、第1項に定める協議に当たり、鹿児島港本港区エリアまちづくり事業提案評価委員会の意見に十分配慮することとする。

4 事業予定者は、事業に係る設計及びその実施に当たっては、関連法令、並びにこの基本協定及び公募要項等を遵守するものとする。

（基本計画協定の締結）

第3条 事業予定者は、前条の協議に基づき、基本計画書を策定し、県と協定（以下、「基本計画協定」という。）を締結するものとする。

2 基本計画協定は、事業予定者が策定した基本計画書を付属図書とする。

3 基本計画書は、事業コンセプト、事業内容・施設計画、配置計画、事業計画、地元産業・経済への配慮・貢献、ランドデザイン実現に向けた独自の取組等を定めるものとする。

4 県と事業予定者は、基本計画協定を[令和〇年〇月末]を期限として締結するよう努めるものとする。

5 事業予定者が基本計画協定の付属図書である基本計画書を変更しようとするときは、あらかじめ県と協議をした上、県の承認を受けなければならない。

(土地貸付契約の締結)

第4条 県は公募要項で定める公募土地を土地賃借人に貸し付けるため、土地賃借人と定期借地権設定契約を締結する。

2 定期借地権の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇年間とし、借地借家法（平成3年法律第90号）〔第22条第1項／第23条第1項／第23条第2項〕の定期借地権とする。

3 定期借地権の賃料は、県が不動産鑑定評価等に基づいて定めた金額とする。

4 第1項の定期借地権設定契約は予約契約とし、基本計画協定締結後、予約契約に従い本契約を締結する。

5 県と土地賃借人は、前項の予約契約を、事業予定者が公募要項に従い基本計画協議書を県に提出した後、事業予定者決定の日から〔〇か月〕以内に締結するよう努めるものとする。

(変更の協議)

第5条 県と事業予定者は、特別な事情及びその他想定し得ない事情が生じたときは、協議により本事業の日程その他本事業の事業条件を変更することができるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この基本協定に関し疑義のあるとき、又はこの基本協定に定めのない事項については、県と事業予定者が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第7条 この基本協定に関する訴訟の提起等は、県の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれに記名押印して各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

県

[住所]

鹿児島県

鹿児島県知事

事業予定者

[住所]

[名称]

[代表者]